

第7回 独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨（未定稿）

生産局総務課

1．日時：平成14年9月24日（火）13：30～15：40

2．場所：三田共用会議所第3特別会議室

3．出席者：井上眞理委員、加藤真代委員、小林信一委員、坂本元子委員、
鈴木三義委員、手島忠委員、間和彦委員、松本聰委員、
菊池一郎専門委員、高橋芳幸専門委員、田嶋一専門委員、
長尾美奈子専門委員、日和佐信子専門委員、深見元弘専門委員、
佛田利弘専門委員、守田純治専門委員

4．議事

- (1) 各法人の平成13年度業務実績の評価について
- (2) 各法人の平成13年度財務諸表の評価について
- (3) その他

5．議事概要

各プロジェクト・チーム(以下「PT」という。)の代表の委員又は専門委員より、PTにおける、各法人の平成13年度業務実績及び財務諸表の評価結果について、配布資料に沿って説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・各法人の評価結果が概ね良かったとのことで、独法の運営がうまくいっていることは評価できる。今回行っている評価の作業についてはかなりの事務負担があり、今後、この評価制度を採用したメリットを独法の運営の改善につなげることが必要である。評価の透明性を高めるため、第三者にわかるような評価結果の概要版を作成すべき。
- ・BSE等の緊急事項の対応により、その他の業務の評価結果に悪い影響を与えたとか、業務量が増大したとのことであるが、これは初期の行政側の対応に問題があったことに起因するところが大きいと思われるので、評価委員会としても十分な注意喚起をしたい。
- ・今般、無登録農薬が問題となっているが、なぜ使用できない農薬が流通してしまうのか。このような問題のある農薬の流通をストップすることができる場所・体制が必要。農薬検査所が機能していないのではないかと心配である。
- ・無登録農薬が流通してしまったということは、行政の体質に問題があるのではないか。このままでは、我が国の食の安全が確保できない。今後、消費者等からの声を更に効くことが必要と感じている。
- ・消費者の立場で考えると、生産者が使用する農薬の管理義務を怠っていたのではないかとも思う。ただ費用が安いからという理由で、出所がわからない農薬を使用するなど問題ではないか。生産者には、農協等を通じて様々な情報が入るのだから、使用台帳をつけるなどして、農薬をしっかりと管理できるはずである。食の

安全に対する生産者の意識を高めることも必要である。

これに対し、農水省側から以下の説明を行った。

- ・農薬検査所は、申請された農薬が基準に合致しているかの検査や業者への立入検査を行っている。今般の問題は、日本で登録が既に失効して生産されていない農薬が、海外から流入してしまったことに起因している。この問題への対処として、使用者に対する罰則がないことや水際措置等の制度の不備があるが、この制度改正については、臨時国会への提出を視野に農薬取締法の改正を検討している。また、衛生部局と農林部局との連絡不徹底や国と県との連携不足といったシステム上の不備もあったので、これについても各機関で速やかに連携できるようなシステムを検討すべきと考えている。この問題に関し、立入検査等で農薬検査所とも協力しつつ取り組んでいるが、農薬検査所の機能に問題があったものではないと考えている。

農業分科会における各法人の平成13年度業務実績及び財務諸表の評価については、以上のような質疑応答の上、農業分科会における議決を行い、業務実績の評価については案のとおり、財務諸表の評価については特段の意見なし、ということでは了承された。

事務局及び家畜改良センター理事より、家畜改良センターの利益処分について、配布資料に沿って説明を行った。

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・経営努力による利益は、家畜改良センター特有のものなのか。各法人に共通するものなのか。他の法人との整合性はどうなるのか。また、販売量が増えたことが経営努力といえるのか。
- ・評価結果と利益との関連はどうなるのか。B評価となった項目から出た利益とA評価となった項目から出た利益では性質が異なるのではないか。
- ・目的積立金の用途は、機械の更新とか年度計画で措置できなかったものの購入に充てられるのか。また、今後、剰余金を計上していくことが、運営費交付金の算定に当たっての判断材料となるのか。
- ・今回が初めてのケースなので、他の法人も踏まえた審議経過等、逐次報告が欲しい。これらを受けて必要であれば修正を加えることができる、という条件付きで今回の案を承認したい。
- ・販売量の増加等、今回の提案内容すべてが経営努力といえるのかは判断が難しいが、法人が業務の効率化に努めていることは評価できる点であるので、目的積立金制度を活用することには賛成である。
- ・利益が生じたことにより、将来的に交付金の算定に影響するとかということよりも、新たな業務等に挑戦する足がかりにできるという点が大事である。家畜改良センターは、牛乳の販売によって利益を得ることができるのだから、他の法人とは異なる取扱いがあってもよいのではないか。

これに対し、農水省側から以下の説明を行った。

- ・各法人の業務の性質は大きく異なり、家畜改良センターは副産物である牛乳を販売して利益を得ることができるが、一方、検査機関は収入があっても検査の受託手数料くらいしかない。販売量が増えたことのみをもって経営努力とはいえない

かもしれないが、飼養管理及び品質管理を向上させることで、乳量を増加させたりロスを減らしたりといった努力はしている。

- ・ A評価である「畜種の重点化（ホルスタイン種の育種の重点化）」から出た利益が今回の利益の主たる要因と考える。家畜改良センターでB評価になった項目は「クローン技術の調査」だが、これによる利益ではない。
- ・ 目的積立金の使途は、中期計画で定められた、業務運営の効率化を図るための資材の購入等に充てる。具体的には、業務の効率化には必要だが、年度計画では、優先順位等の関係から整備の難しいものを考えている。また、交付金算定への影響については、自己収入があれば国の財政支出を減らすのが自然な流れだが、いくら業務の効率化を図った結果生まれた利益であっても、それが恒常的なものでなければ法人の運営は苦しくなる。こういった点は財政当局にも伝えていきたい。

家畜改良センターの利益処分については、以上のような質疑応答の上、強い反対はなかったものの、他の法人の状況とともに今後の情報を逐次委員に報告し、最終的な取りまとめは分科会長に一任することとなった。

最後に、委員からの以下のような追加意見があった。

- ・ 無登録農薬問題について、現在どのような農薬がどのくらい使用されているかというデータを蓄積する仕組みがないことが問題である。生産者の段階で記録をして、全国的にデータを集約するという作業が必要である。
- ・ 大学では、危険物質の使用量、使用目的、残余量等に関するデータを保存するよう、10年ほど前から取り組んでいる。農薬も人に対する安全性を確保するという観点からは同じである。

また、財務諸表について次年度以降の検討課題として、以下のような意見があった。

- ・ 前年度と比較できる比較財務諸表を作成してもらいたい。
- ・ セグメント情報から、費用対効果を測定する手法を導き出して、今後活用できないか。
- ・ 業務部門ごとに収支状況が把握できるようにできないか。